

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年2月13日

鎌ヶ谷市長 清水 聖士

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
鎌ヶ谷市内全域
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成29年1月25日
- 3 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（担い手）の状況

経営体数 個人 8経営体
- 4 3の結果として、当該区域に担い手は十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない
- 5 地域農業の将来のあり方
 - ・6次産業化や高付加価値化による経営安定
 - ・地域ぐるみのサポート体制整備による新規就農者の定着促進及び育成
 - ・担い手への農地集積・集約化